

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の算定式の改正について

公共工事におけるダンピング受注による工事品質の低下、下請事業者等へのしわ寄せ防止の徹底を図るため、下記のとおり、中央公契連モデルに準じて最低制限価格制度の失格基準価格の設定割合及び低入札価格調査制度の調査基準価格の設定割合及び数値的判断基準を改定し、令和8年4月1日以後に公告する入札案件から適用することとしましたので、お知らせいたします。

○最低制限価格制度の改定

1 最低制限価格制度対象工事

競争入札による建設工事のうち1件当たりの設計金額が500万円以上5000万円未満
→変更なし

2 最低制限価格

本市設計金額に基づき算出される最低制限価格基本額に、無作為に抽出される係数（以下、「ランダム係数」という。）を乗じて算出（1円未満切り捨て）する。

最低制限価格（1円未満切り捨て）＝最低制限基本価格（千円未満切り捨て）×ランダム係数

※入札金額が最低制限価格 未満の場合は 失格 とする。

→変更なし

3 最低制限基本額価格の設定

現行	改正後
〈最低制限価格の設定割合〉 税抜きの前定価格算出の基礎となった額（工事価格に相当）の70%から90%までの範囲内 〈最低制限基本価格〉 ①～④の額の合計（千円未満切り捨て） ①直接工事費×97% ②共通仮設費×90% ③現場管理費×90% ④一般管理費×55%	〈最低制限価格の設定割合〉 税抜きの前定価格算出の基礎となった額（工事価格に相当）の75%から92%までの範囲内 〈最低制限基本価格〉 ①～④の額の合計（千円未満切り捨て） ①直接工事費×97% ②共通仮設費×90% ③現場管理費×90% ④一般管理費×68%

※建築工事の積算基準に基づき前定価格を算出した建築工事（電気設備工事、機械設備工事、外構工事等を含む。）の最低制限基本価格

現行	改正後
設定なし	①直接工事費×90%×97% ②共通仮設費×90% ③（現場管理費＋直接工事費×10%）×90% ④一般管理費×68% 以上の合計額＝①＋②＋③＋④

※建築工事の積算基準に基づき予定価格を算出した昇降機設備工事その他製造部門を持つ専門工事の最低制限基本価格

現行	改正後
設定なし	①直接工事費×80%×97% ②共通仮設費×90% ③（現場管理費＋直接工事費×20%）×90% ④一般管理費×68% 以上の合計額=①＋②＋③＋④

4 ランダム係数

システムから「0.9950」～「1.0050」の範囲で無作為に抽出される係数（小数点以下第4位まで算出）

→変更なし

○低入札価格調査制度の改定

1 低入札価格調査制度対象工事

競争入札による建設工事のうち1件当たりの設計金額5000万円以上

→変更なし

2 低入札調査基準価格の設定

最低価格を入札した業者が下記の低入札価格調査基準価格を下回る入札額であった場合は、当該工事の内容に適合した施工がなされない恐れがあるか否かを判断するため、入札時に提出された内訳書を審査する。

現行	改正後
〈低入札調査基準価格の設定割合〉 税抜き予定価格算出の基礎となった額（工事価格に相当）の70%から90%までの範囲内 〈低入札調査基準価格〉 ①～④の額の合計（千円未満切捨て） ①直接工事費の97% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の90% ④一般管理費の55%	〈低入札調査基準価格の設定割合〉 税抜き予定価格算出の基礎となった額（工事価格に相当）の75%から92%までの範囲内 〈低入札調査基準価格〉 ①～④の額の合計（千円未満切捨て） ①直接工事費の97% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の90% ④一般管理費の68%

※建築工事の積算基準に基づき予定価格を算出した建築工事（電気設備工事、機械設備工事、外構工事等を含む。）の低入札調査基準価格

現行	改正後
設定なし	①直接工事費×90%×97% ②共通仮設費×90% ③（現場管理費＋直接工事費×10%）×90% ④一般管理費×68% 以上の合計額=①＋②＋③＋④

※建築工事の積算基準に基づき予定価格を算出した昇降機設備工事その他製造部門を持つ専門工事の低入札調査基準価格

現行	改正後
設定なし	①直接工事費×80%×97% ②共通仮設費×90% ③（現場管理費＋直接工事費×20%）×90% ④一般管理費×68% 以上の合計額=①＋②＋③＋④

3 低入札価格調査制度における失格基準（数値的判断基準）の設定

現行	改正後
下記①～④に定める基準のいずれかに満たない場合は、調査をせずに失格となる。 ①直接工事費の 75% ②共通仮設費の 70% ③現場管理費の 70% ④一般管理費の 30%	下記①～④に定める基準のいずれかに満たない場合は、調査をせずに失格となる。 ①直接工事費の 90%（機械設備等は 75%）※ ②共通仮設費の 80% ③現場管理費の 80% ④一般管理費の 30% ※機械設備等とは、機械器具設置工事、電気工事、電気通信設備工事とする。

4 低入札調査対象者の決定

入札金額が低入札調査基準価格を下回っているとき、かつ数値的判断基準を下回らないときは、失格とならなかった者のうち最低の価格をもっても申込みをした者を低入札価格調査対象者と決定する。

→変更なし